

令和6年度 前期選抜募集要項

福島県立いわき翠の杜高等学校
福島県いわき市内郷綴町板宮2番地
〒973-8403 TEL(0246)26-2596

令和6年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱により、下記のとおり募集する。

1 対象学科、募集定員

課程	学科	本校の特色を踏まえた選抜 (以下「特色選抜」という。)の入学者募集定員	
単位制による 定時制	普通科	昼間主コース	募集定員80名の5%程度
		夜間主コース	募集定員40名の5%程度

課程	学科	中学校における学習活動の成果を総合的にみる選抜 (以下「一般選抜」という。)の入学者募集定員	
単位制による 定時制	普通科	昼間主コース	募集定員80名 ※
		夜間主コース	募集定員40名 ※

※ 募集定員から特色選抜において合格と判定された者の数を除いた数とする。

2 出願資格

本校に入学を出願することのできる者は、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者とする。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程(以下「中学校」という。)を卒業又は修了した者、あるいは令和6年3月卒業見込又は修了見込の者(以下「卒業生及び卒業見込の者」という。)
- (2) 中学校卒業生と同等以上の学力があると認められる者

3 出願方法等

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者は、在学(出身)中学校長を通して、本校校長に出願する。
- (2) 上記(1)以外の者は、直接、本校校長に出願する。
- (3) 通学区域は県下一円とする。

4 併願の取扱い

- (1) 志願者は、特色選抜と一般選抜のいずれか又は両方に出願することができる。特色選抜と一般選抜の両方に出願する場合、一般選抜で出願するコースは、特色選抜で出願したコースと同じコース又は異なるコースへ出願することができる。
- (2) 特色選抜の出願は、第二志望は認めない。
- (3) 一般選抜の出願においては、第一志望と異なるコースを第二志望とすることを認める。

5 出願期間等

- (1) 出願期間は、令和6年2月5日(月)から2月8日(木)までとする。
- (2) 受付時間は、午前10時から午後4時までとし、出願最終日は午前10時から正午までとする。

- (3) 県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、必要額の切手を貼付した返信用封筒(長形3号)に志願者の住所・氏名を記入したものを同封の上、令和6年2月8日(木)正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。
- (4) 受付場所は、本校事務室とし、志願者には受験票及び入学検定料納付済証明書を交付する。

6 出願に必要な書類

- (1) 中学校卒業後及び卒業見込の者
 - ① 入学願書(福島県教育委員会において作成したもの)
 - ② 令和6年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書(以下「調査書」という。)
ただし、年齢20歳以上の者(平成16年4月1日以前に生まれた者)については、調査書の提出を免除する。
なお、提出期間は令和6年2月15日(木)から2月16日(金)までとする。受付時間は、午前10時から午後4時までとする。
 - ③ 特色選抜志願理由書(本校において作成したもの)
ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。
 - ④ 受験票用紙(福島県教育委員会において作成したものに、学科名、中学校名、志願者氏名を記入したもの)
 - ⑤ 入学検定料納付済証明書用紙(福島県教育委員会において作成したものに、中学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの)
- (2) 上記(1)以外の者
上記(1)①、③(ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。)、④、⑤に加えて健康診断書、履修証明書等の提出を必要とするので、本校に問い合わせること。
- (3) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、前期選抜志願者名簿を添付する。
- (4) 入学願書には、入学検定料として、950円の「福島県収入証紙」を貼付する。
ただし、志願者において消印しない。

7 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書(福島県教育委員会において作成したもの)を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校による欠席日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出は次の方法により行う。

- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、必要額の切手を貼付した返信用封筒(長形3号)を同封する。
- (2) 提出期間は、令和6年2月15日(木)から2月16日(金)までとする。
郵送の場合には、令和6年2月16日(金)の消印有効とする。
持参の場合の受付時間は、午前10時から午後4時までとする。

8 県外等からの出願

- (1) 隣接県の隣接学区内からの出願については、別に隣接県教育委員会と福島県教育委員会が相互に定める入学志願者の取扱いに関する協定により、本校校長が処理する。

- (2) 上記(1)以外の県外からの志願者は、上記6に示した出願書類のほかに、次の書類を提出する。
- ① 他都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類
志願者の在学(出身)中学校長は、当該都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類を作成し、当該都道府県の教育委員会教育長の証明を受ける。
 - ② 保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類
市町村長が発行する「住民票の写し」
ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、本校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。

9 出願先変更

志願者は、令和6年2月9日(金)から2月14日(水)までの期間内で、1回に限り、出願先及び出願した選抜を変更することができる。

受付時間は、出願の場合と同じである。

ただし、土曜日、祝日及び振替休日は受け付けない。

- (1) 本校内で出願先及び出願した選抜を変更する場合は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に前期・連携型選抜出願先変更願を添えて、在学(出身)中学校長を通して本校校長に提出する。
ただし、中学校卒業後及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
- (2) 他の高等学校及び福島県立特別支援学校高等部(以下「特別支援学校」という)へ出願先を変更する場合は、次の手続きによる。
 - ① 出願先の変更を希望する者は、前期・連携型選抜出願先変更承認書交付願を在学(出身)中学校長を通して本校校長に提出する。
ただし、中学校卒業後及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
 - ② 出願先の変更を希望する者は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に上記前期・連携型選抜出願先変更連絡書を添えて、在学(出身)中学校長を通して変更先の学校長に提出する。
ただし、特別支援学校へ出願先の変更を希望する場合は、「令和6年度福島県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要綱」を確認の上、新たに作成した特別支援学校の入学願書、調査書及び学校教育法施行令第22条の3に定められた障がいのあることを証明する書類に上記前期・連携型選抜出願先変更連絡書を添えて、在学(出身)中学校長を通して変更先の特別支援学校長に提出する。また、特別支援学校を受験する者は、入学者選抜実施日の前までに特別支援学校が実施する教育相談を受けるものとする。
なお、中学校卒業後及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の学校長に提出する。
- (3) 出願先変更の際に新たに提出する入学願書には、「福島県収入証紙」及び「入学検定料納付済証明書」を貼付する必要はない。
ただし、出願先変更により入学検定料の不足が生ずる場合は、入学願書に不足額の「福島県収入証紙」を貼付する。
- (4) 出願先変更により特色選抜に新たに出願する者は、新たに作成した特色選抜志願理由書を在学(出身)中学校長を通して変更先の高等学校長に提出する。
ただし、中学校卒業後及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の高等学校長に提出する。
- (5) すでに交付を受けた受験票は返還する。

10 出願の取消し

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者が前期選抜の出願を取り消す場合は、出願取消届を在学(出身)中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。
- (2) 上記(1)以外の者は、出願取消届を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。
- (3) 前期選抜の出願を取り消す者は、本校に受験票を返還する。
ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

11 選抜方法、選抜資料

特色選抜

特色選抜志願理由書、調査書の審査結果、学力検査の成績及び特色選抜に係る面接(以下「特色面接」という。)を資料として、さらに特色検査(作文)の結果を併せて資料として、志願者の個性や学ぶ意欲を重視し、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定し、合格者を決定する。

○志願してほしい生徒像

本校では、自主・自立の精神を持ち行動できる人材の育成を目指し、社会人としての基礎を育むことを大きな目標の一つとしている。そこで、学校生活の中で自分を磨き、互いに高め合いながら、素直で謙虚に学ぶことのできる、次のような生徒を求めている。

- 【昼間主コース】 ① 規範意識があり、学習や部活動に意欲的に取り組もうとする者
② 将来の進路希望が明確で、その実現に向けて努力しようとする者
- 【夜間主コース】 ① 高校生の本分を自覚し、目標を持って高校生活に取り組もうとする者
② 将来を見すえて、積極的に学ぼうとする者

- (1) 学力検査
5教科とする。満点を250点とする。
- (2) 特色選抜志願理由書
本校の当該コースを志願する動機及び本校での学習意欲、将来の目標などについて本人が記入する。
志願理由書は、個人面接における資料として取り扱う。
- (3) 調査書
「各教科の学習の記録」の評定については135点満点とする。「特別活動等の記録」は点数化しない。
部活動や地域クラブ活動等の記録については点数化しないが、精査する。
- (4) 特色面接
個人面接を実施する。面接内容には、「卒業後の進路目標は何か。そのために、どのような高校生活を送りたいか。」をテーマに、本校で学ぶ意欲や自分の考えをまとめ3分以内で適切に伝える表現力をみる「自己表現」を含む。面接については、点数化し、150点満点とする。なお、面接会場への自己表現に係る資料等の持ち込みは不可とする。
- (5) 特色検査
作文を実施する。与えられたテーマについて、600字程度で自分の考えや関心、意欲等を述べる作文とする。作文については、点数化し、100点満点とする。
- (6) 選抜資料の満点
全体の満点は635点とする。

一般選抜

調査書の審査結果及び選抜のための学力検査の成績を資料として、さらに一般選抜に係る面接(以下「一般面接」という。)の結果を併せて資料として、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

- (1) 学力検査
5教科とする。満点を250点とする。
- (2) 調査書
「各教科の学習の記録」の評定については195点満点とする。「特別活動等の記録」は点数化しない。部活動や地域クラブ活動等の記録については点数化しないが、精査する。
- (3) 一般面接
個人面接を実施する。志願者の適性と目的意識を確認する。面接については、点数化し、100点満点とする。

12 学力検査の日時及び会場(志願者全員)

- (1) 日時 令和6年3月5日(火) 午前9時～午後3時10分
※ 午前8時40分までに本校受験者控室に集合する。

- (2) 日程

9:00	9:50	10:10	11:00	11:20	12:10	13:10	14:00	14:20	15:10
国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	理科	休	社会	
(50分)	(20分)	(50分)	(20分)	(50分)	(60分)	(50分)	(20分)	(50分)	

- (3) 会場 本校
- (4) 持参物 受験票・上ばき・筆記用具・昼食・下足袋

13 一般面接の日時及び会場(一般選抜に出願した志願者全員)

- (1) 日時 令和6年3月6日(水) 午前9時より
※ 午前8時40分までに本校受験者控室に集合する。
- (2) 会場 本校
- (3) 持参物 受験票・上ばき・下足袋

14 特色検査・特色面接の日時及び会場(特色選抜に出願した志願者のみ)

- (1) 日時 令和6年3月7日(木) 午前9時より
※ 午後8時40分までに本校受験者控室に集合する。
- (2) 会場 本校
- (3) 持参物 受験票・上ばき・筆記用具・下足袋

15 追検査等の実施

- (1) 追検査等の対象となる志願者
 - ① インフルエンザ等学校感染症(※)に罹患した状態にあり、検査等の全部又は一部を欠席した者
 - ② インフルエンザ等学校感染症以外の疾病や負傷により、やむを得ず検査等の全部又は一部を欠席した者
 - ③ 試験会場に向かう途中の事故・事件等に巻き込まれた場合や非常災害による交通遮断等、やむを得ない事由により検査等の全部又は一部の欠席を余儀なくされた者
なお、上記②、③の志願者の追検査等受験の可否については、本校校長と県教育委員会が協議し判断する。
- ※ ここでいう「インフルエンザ等学校感染症」とは、学校保健安全法施行規則第18条に定められた「学校において予防すべき感染症」を指すものとする。

- (2) 日 時 学力検査 令和6年3月11日(月) 午前9時～午後2時45分
学力検査以外 令和6年3月12日(火) 午前9時より

※ 両日とも、午前8時40分までに本校受験者控室に集合する。

なお、非常災害による交通遮断等が追検査当日まで及ぶ場合は、追検査等の日時を別に設定する。

(3) 追検査等受験の手続き

- ① 在学(出身)中学校校長は、事前に本校校長に連絡する。
ただし、中学校卒業生及び卒業見込みの者以外の者については、直接、本校校長に連絡する。
- ② 追検査等の受験を希望する者は追検査等受験願を令和6年3月7日(木)午後4時までに在学(出身)中学校長を通して本校校長へ提出する。
ただし、中学校卒業生及び卒業見込みの者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
- ③ インフルエンザ等学校感染症に罹患した状態にあり、検査の全部又は一部を欠席した者及びインフルエンザ等学校感染症以外の疾病や負傷により、やむを得ず検査の全部又は一部を欠席した者については、医師の診断書を添付する。
- ④ 本校校長は追検査等の受験を認めた者に対して、追検査等受験許可証を交付する。

(4) 会 場 本校

(5) 持参物 追検査等受験許可証・受験票・上ばき・筆記用具・下足袋
昼食(試験日程が午後までかかる者)

16 合格者発表

- (1) 令和6年3月14日(木)正午以降に、本校において発表する。
- (2) 合格者に対して、合格通知書を交付する。
- (3) 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。

17 障がい等のある志願者に対する配慮

障がい等のある志願者に対する配慮は次のとおりとする。

(1) 中学校卒業生及び卒業見込みの者

- ① 原則として年内に、志願者は、中学校長を通して、「受験上の配慮申請書」を、本校校長に提出する。その際、中学校長は中学校における「生活・学習の様子、配慮等に関する説明書」と本校校長が必要と判断した場合には診断書等も併せて提出する。
- ② 志願者には「受験上の配慮に関する通知書」により、受験上の配慮に関して中学校長を通して通知する。

(2) 上記(1)以外の者

- ① 原則として年内に、志願者は、「受験上の配慮申請書」を、本校校長に提出する。本校校長が必要と判断した場合には診断書等を提出する。
- ② 志願者には「受験上の配慮に関する通知書」により、受験上の配慮に関して通知する。

18 その他

(1) 選抜の一部が未完了となった者の取扱い

選抜の一部が未完了となった者の取扱いは次のとおりとする。

① 追検査等の対象となる志願者

一部未完了となった選抜の意思連絡書を令和6年3月7日(木)午後4時までに本校校長へ提出する。その場合、在学(出身)中学校長は、事前に本校校長に連絡する。一部未完了となった選抜の意思連絡書を受けた本校校長は、一部未完了となった選抜の意思連絡書受領書を交付する。

なお、一部未完了となった選抜の意思連絡書において、追検査等の受験を希望しない場合は受

験した内容のみで合否判定を行う。

② 追検査等の対象とならない志願者

受験した内容のみで合否判定を行う。

(2) 前期選抜で不合格となった者についての取扱い

前期選抜で不合格となった者が、後期選抜に出願するときは、新たに出願書類を提出する。

(3) 入学辞退の手続き

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届を在学(出身)中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業後及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

(4) 過去に高等学校で単位の修得があり、かつ現在高等学校に在学していない者が出願する場合は、事前に本校に問い合わせる。

(5) 東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故により県内から避難し県外の中学校に区域外就学している生徒が出願する場合は、事前に本校に問い合わせる。

(6) この募集要項に記載のないものについては、「令和6年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」の定めるところによる。